

訓令甲第21号

インターネット端末利用営業者の店舗等に対する立入規程を次のように定める。

平成22年6月4日

警視総監 池 田 克 彦

インターネット端末利用営業者の店舗等に対する立入規程

〔沿革〕 平成23年3月 訓令甲第3号改正

(趣旨)

第1条 この規程は、インターネット端末利用営業の規制に関する条例（平成22年東京都条例第64号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、インターネット端末利用営業者の店舗その他の施設（以下「店舗等」という。）に対して警察職員（以下「職員」という。）が行う立入り（以下「立入り」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入りの目的)

第2条 立入りは、条例に規定する各種義務の履行を確保し、もってインターネット端末利用営業における健全なインターネット利用環境を保持することを目的とする。

(立入実施者の指定)

第3条 本部関係所属長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、立入りを実施する所属職員（以下「立入実施者」という。）を指定するものとする。

(立入りの実施基準)

第4条 所属長は、次の場合は立入りを実施するものとする。

- (1) 新たに営業を開始した店舗等について、実態把握上必要と認める場合
- (2) 条例第12条第1項の規定による東京都公安委員会の報告又は資料提出の要求について、指定期日までに履行されない場合又は履行されてもその内容が不明確である場合
- (3) 指導又は警告を行ったものについて、その後の状況を確認する必要がある場合

- (4) 検挙又は行政処分を行った場合（事件送致を行った日又は行政処分の期間が経過した日から2週間以内に実施すること。）
- (5) 条例違反に係る苦情等がある場合
- (6) その他指導又は監督のため、必要があると認められる場合
（指示又は教養）

第5条 所属長は、立入りを実施しようとする場合は、立入実施者に対し、事前に立入りの目的、実施事項、実施要領等を指示又は教養するものとする。

（立入実施上の留意事項）

第6条 立入実施者は、立入りを行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) インターネット端末利用業者、従業者その他の関係者に対して身分証明書を提示し、身分を明らかにすること。
- (2) インターネット端末利用業者の正当な業務を妨害しないこと。
- (3) 犯罪捜査に利用しないこと。
- (4) 原則として複数の立入実施者で営業時間中に行うこと。
- (5) 顧客が在室する個室等又は居室には立ち入らないこと。
- (6) 立入りの目的以外の事項に及ばないようにすること。
- (7) 職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、不用意な言動等により誤解を招かないように注意すること。

（措置）

第7条 立入りにより条例違反を発見した場合は、違反の軽重等を総合的に判断し、インターネット端末利用業者、従業者その他の関係者に対し、指導、警告、指示処分、営業停止処分上申又は検挙の措置をとるものとする。

（報告）

第8条 所属長は、立入りを実施した場合において、特異な状況があるときは、生活安全部長（サイバー犯罪対策課対策係経由）に、速やかに報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。